

初任者研修実施要綱

青森県教育委員会

1 趣 旨

この要綱は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号。以下「法」という。）第23条の規定に基づく初任者研修の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

2 対 象

初任者研修の対象となる教員（以下「初任者」という。）は、青森県内（中核市を除く。）の公立の小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の教諭等として新たに任用された者とする。

ただし、国立、公立又は国立大学法人の学校において1年以上教諭等として勤務した経験を有する者を除くものとする。

3 研修期間

初任者研修の期間は、初任者の採用の日から1年間とする。

4 研修内容

初任者は、次に掲げる研修を受けるものとし、その期間はそれぞれの研修の区分に掲げる期間とする。

（1） 実地研修

指導教員（法第23条第2項の規定により任命された教員をいう。以下同じ。）等が初任者の所属する学校内で実施する研修（1週につき6～8時間程度。ただし、年間180時間以上240時間以内）

（2） 校外研修

県総合学校教育センター及び教育事務所が行う研修（年間12日）

5 実地研修の方式

実地研修は、次のいずれかの方式により行う。

（1） 単独校方式

1校の学校に所属する初任者に対して、当該学校に所属する指導教員が中心となって実地研修を行う方式

（2） 拠点校方式

2校以上の学校に所属する原則として5人の初任者に対して、当該学校又はその周辺の学校に所属する1人の指導教員が中心となり実地研修を行う方式

6 年間研修計画、年間指導計画及び研修報告

(1) 年間研修計画

ア 県教育委員会は、初任者研修に係る年間研修計画を作成するものとする。

イ 市町村教育委員会は、県教育委員会が作成する年間研修計画に基づき、地域の実情を考慮して、市町村における年間研修計画を作成するものとする。

ウ 年間研修計画は、実地研修及び校外研修の項目、時期その他必要な事項を定めるものとする。

(2) 年間指導計画

ア 初任者の所属する学校の校長は、当該学校を所管する教育委員会が作成する年間研修計画に基づき、指導教員の参画を得て、実地研修に係る年間指導計画を作成するものとする。

イ 年間指導計画は、校外研修との関連を考慮して、実地研修の項目、時期その他必要な事項を定めるものとする。

(3) 研修報告書

初任者の所属する学校の校長は、実地研修に関する研修報告書を作成するものとする。

(4) その他

年間研修計画等の策定等に関し必要な事項は別に定める。

7 校内体制及び職務内容

(1) 初任者の所属する学校の校長は、初任者研修に関する学校全体の協働的な取組を推進する校務分掌組織を組織するものとする。

(2) 指導教員は、年間指導計画に従い、実地研修を行うものとする。

(3) 校内指導教員は、拠点校指導教員（拠点校方式による実地研修において、複数の学校に所属する初任者に対する指導等を行う指導教員をいう。以下同じ。）と連携し、実地研修を行うものとする。

(4) 教科指導員は、単独校指導教員（単独校方式による実地研修を行う指導教員をいう。以下同じ。）の免許教科が初任者のものと異なる場合に、初任者に対して当該教科に係る指導及び助言を行うものとする。

8 指導教員等の任命

(1) 単独校方式

ア 単独校指導教員

単独校指導教員は、初任者の所属する学校の教諭から、当該学校の校長の意見を聴いて、所管の教育委員会が命ずるものとする。

ただし、特別の事由がある場合は、教頭を当該指導教員に命ずることができる。

イ 教科指導員

教科指導員は、初任者の所属する学校の教頭、教諭又は非常勤講師等から、当該学校の校長の意見を聴いて、所管の教育委員会が命ずるものとする。

(2) 拠点校方式

ア 拠点校指導教員

(ア) 拠点校指導教員は、初任者の所属する学校又はその周辺の学校の教諭から、当該学校の校長の意見を聴いて、所管の教育委員会が命ずるものとする。

(イ) 県教育委員会は、拠点校指導教員に対して、その者が初任者研修を行う学校のうちその者が所属する学校以外の学校の職員の兼務を命ずるものとする。

イ 校内指導教員

校内指導教員は、初任者の所属する学校の教諭から、当該学校の校長の意見を聴いて、所管の教育委員会が命ずるものとする。

ただし、特別の事由がある場合は教頭を当該指導教員に命ずることができる。

9 初任者研修の実施に伴う教員定数等の措置

(1) 単独校方式による研修

県教育委員会は、単独校方式による研修を行う学校について、教員の定数又は非常勤講師の措置を講ずるものとする。

(2) 拠点校方式による研修

ア 県教育委員会は、拠点校指導教員を命ぜられる教諭が所属する学校について教員の定数の措置を講ずるものとする。

イ 県教育委員会は、初任者が校外研修を受ける場合、当該初任者が所属する学校に非常勤講師の措置を講ずるものとする。

10 初任者研修校長等連絡協議会等

(1) 県教育委員会は、初任者研修を円滑かつ効果的に実施するとともに、指導教員の指導力の向上を図るため、次の協議会等を開催する。

ア 初任者研修校長等連絡協議会

イ 初任者研修拠点校指導教員研修会

(2) (1) に掲げる協議会等の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。